

# 固定資産評価審査申出制度のあらまし

## 1 固定資産評価審査委員会とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合、固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出（以下「審査申出」といいます。）をすることができます。

審査委員会は、この審査申出を中立・公平な立場で審査決定するために設けられた独立した第三者機関で、市議会の同意を得て市長が任命した委員で構成されています。

※固定資産評価審査委員会に審査申出をすることができるのは、価格に関する事項に限られています。

不服申立の種別	不服の内容	申立先
固定資産評価審査申出	価格（評価額）	福島市固定資産評価審査委員会
審査請求	価格以外（課税標準・税額等）	福島市長

## 2 審査委員会の権限

固定資産課税台帳に登録される価格（評価額）は、地方税法（以下「法」といいます。）では固定資産評価基準に基づいて評価、算定することとされており。

このことから、審査委員会は、当該資産が法に定められた固定資産評価基準に基づき適切に評価がなされているかを審査することになりますが、固定資産評価基準そのものについて審査を行う機関ではありません。

## 3 審査申出できる方

固定資産税の納税者又は納税者に委任された代理人に限られます。

## 4 審査申出できる事項

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に限られます。非課税、減免、住宅用地の認定、負担水準に関する事など価格以外の事項に関する不服は、市長に対して不服申立て（異議申立て）をすることができます。

審査申出は、基準年度（3年ごとの評価替えの年度）と第2年度（基準年度の翌年度）・第3年度（基準年度の翌々年度）で審査申出することができる事項が異なります。

### (1) 基準年度

価格全般に関する事項について審査申出することができます。

### (2) 第2年度・第3年度

原則基準年度の価格に据え置かれるため以下の事項に限定されます。

#### ① 土地に関する事

ア 地目の変換、その他特別の事情により価格の見直しを求める場合

イ 地価の下落に伴う修正に関して審査の申出をする場合（修正に関する部分に限定されます。）

ウ 新たに固定資産税が課されることになった土地について審査の申出をする場合

② 家屋に関すること

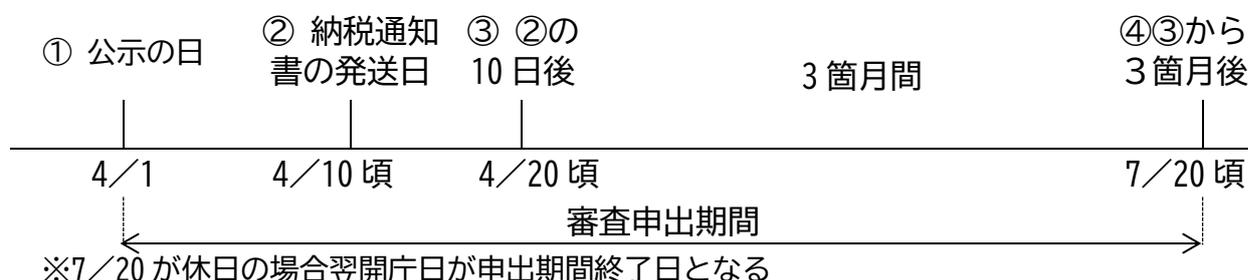
ア 改築又は損壊等その他特別の事情があるため価格の見直しを求める場合

イ 新たに固定資産税が課されることになった家屋について審査の申出をする場合

## 5 審査申出ができる期間

市長が固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月までの間が審査の申出ができる期間となります。

（審査申出期間のイメージ）



## 6 審査申出の方法

審査申出にあたっては、資産税課にて十分な説明を受け、ご自身の固定資産がどのような手順と内容で評価されているのかをご確認ください。

その上で、ご自身の固定資産の評価の過程において、どのような点に不服があるのかを明らかにして、以下の書類を提出してください。

より具体的な審査とするため、不服と思われる根拠又は要因を明確に記載してください。

提出書類	備 考
固定資産評価審査申出書	正副の2部を提出してください。
委任状	審査の申出を第三者に委任する場合に提出してください。
法人の代表者の資格を証明する書類	法人の場合。 代表者事項証明書又は履歴事項全部証明書（共に写し不可）
代表者・管理人資格証明書	法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある場合。
総代互選書	共同で審査申出をする場合。
同意書	後述9（1）を参照してください。

※「土地」と「家屋」の両方の申出をする場合は、それぞれに上記表の書類を提出してください。

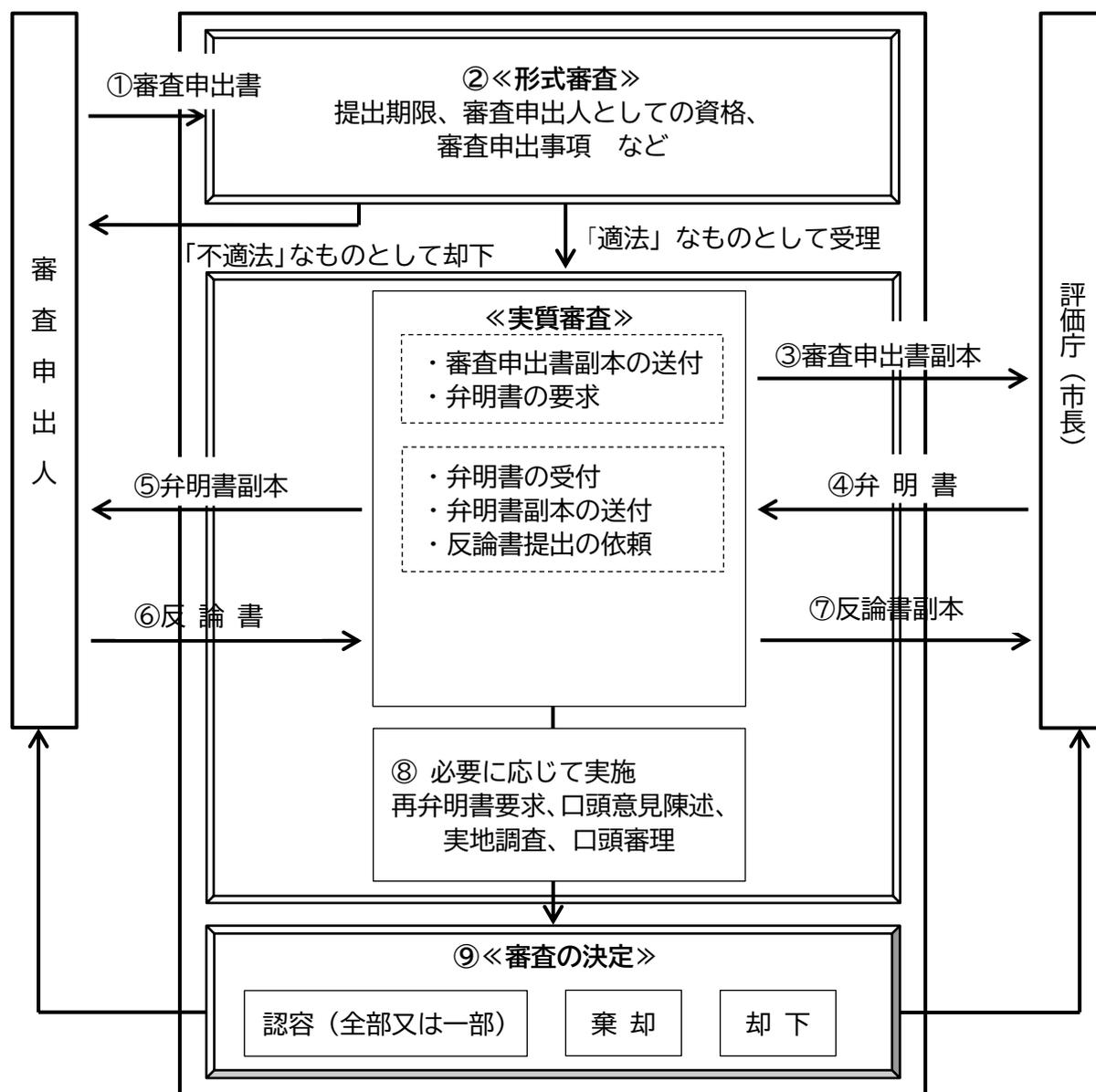
## 7 審査の手續等

（1）審査は、原則として書面で行います。ただし、審査申出人は、申請をすれば口頭で意見を述べることができます。（「口頭意見陳述」といいます。）

※ 口頭意見陳述は、審査申出書を口頭で補完するために設けられるものであるため、委員に意見を求めたりすることはできません。

- (2) 固定資産評価審査申出書（以下「審査申出書」といいます。）に不備があった場合、補正をお願いすることがあります。
- (3) 審査申出が、申出できる事項以外の場合や申出期限内に提出されなかった場合など、申出を却下することがあります。
- (4) 審査申出書や、市長からの弁明書及び審査申出人からの反論書をもとに書面審査を行います。
- (5) 審査委員会は、審査に関し必要な資料の提出をお願いすることがあります。
- (6) 審査委員会が必要に応じて実地調査を行う場合があります。
- (7) 審査申出人は、市長に対し申出の主張に理由があることを明らかにするために、必要な事項について書面で照会することができます。ただし、意見を求める照会や他の者が所有者である固定資産等に関する事項についての照会などはできません。

## 8 審査の流れ



(1) 審査申出人は、審査申出書正副2通を、審査委員会宛に提出してください。

- (2) 審査申出書の形式審査を行います。
- (3) 審査委員会は、審査申出人から提出された審査申出書を受理した場合は、その副本を市長に送付します。
- (4) 市長は、審査申出の対象となっている固定資産の価格について、その根拠を示した「弁明書」正副2通を審査委員会宛に提出します。
- (5) 審査委員会は提出された「弁明書」の副本を審査申出人に送付します。
- (6) 審査申出人は、「弁明書」に対する「反論書」を提出することができ、提出する場合は正副2通を審査委員会宛に提出します。
- (7) 審査申出人の希望により口頭意見陳述を実施します。なお、必要に応じて再弁明書、再反論書のやり取りを繰り返すほか実地調査を実施します。
- (8) 審査委員会は、審査決定の内容を記載した「固定資産評価審査決定書」正副2通を作成し、審査申出人及び市長にそれぞれ1通を送付します。

## 9 審査決定

- (1) 審査申出を受けた日から30日以内に審査の決定をすると定められておりますが、意見を述べる日程等の調整がつかない場合や、審査申出件数が多い場合など30日以内に審査の決定ができないことが予想されるときは、審査申出人に当該期間を超えることの同意をお願いしております。
- (2) 審査申出書を受理した場合の審査決定には次の3種類があります。
  - ① 認容・・・審査申出人の主張の全部又は一部を認め、価格（評価額）の修正する必要があること。
  - ② 棄却・・・審査申出人の主張は、価格（評価額）を修正すべき正当な理由には当たらないとして、主張を退けること。
  - ③ 却下・・・価格（評価額）以外に関する申出等のため審査申出を退けること。
- (3) 審査委員会は、審査決定後10日以内に、審査申出人及び市長へ審査決定の通知をします。

## 10 その他

- (1) 市長は、審査委員会の決定により価格等を修正した場合は、その旨を納税者に通知します。
- (2) 審査の申出における審査の最中であっても、納期限を過ぎると滞納として取り扱われます。  
なお、納税後に、認容の決定がされ、納税額に超過が生じたときは還付されます。
- (3) 審査申出人は、審査決定があるまでの間は、いつでもその申出の全部又は一部を取り下げることができます。
- (4) 審査委員会の審査の決定に不服がある場合、審査申出人は、審査決定の取消しを求めて、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に訴訟を提起することができます。

《固定資産税に関する問い合わせ先》

福島市役所財務部資産税課（福島市役所 2 階）

償却資産係 024-525-3730

土地係 024-525-3715

家屋係 024-525-3716

《固定資産評価審査委員会に関する問い合わせ先》

福島市固定資産評価審査委員会事務局（福島市役所 2 階）

（福島市役所財務部市民税課税制係内）

電話 024-525-3713